

令和5年度 学校いじめ防止基本方針

兵庫県立姫路しらすぎ特別支援学校

1 学校の方針

本校は、知的障害を対象とした特別支援学校であり、児童生徒は、いじめ自体の行為や被害者・加害者の区別等の認識が困難な場合が多い。だからこそ、「いじめは絶対許さない」という原則に立ち、「いじめの被害者、加害者を絶対につくらない」という方針の基、いじめを未然に防止する体制づくりをすすめる。

そのために、本校教育目標の基、「安心安全な学校づくり」の教育方針に沿った教育活動により、児童生徒のいじめに対する理解を深め、教職員のいじめに対する意識改革の喚起、資質向上を図り、児童生徒をきめ細かく見守る体制を整備し、地域社会、家庭との連携等を推進し、いじめ防止の実施状況の検証を通じて継続した取組を実践する。

そして、教育活動の充実及び学校組織の整備をすすめると共に、教職員一同、「いじめを根絶する」覚悟を持ち、「いじめの防止」を学校の重要課題として取り組んでいく。

2 基本的考え方

本校のいじめ防止基本方針は、いじめの未然防止を最優先課題として考え、校内組織の整備、教職員の意識向上と資質の向上、きめ細かい実態把握と教職員の協働体制の連動、一人一人に応じた指導の充実等に取り組む。

次に、いじめの早期発見・早期対応のために、教職員の意識の徹底や日々の観察結果の共有化、教育相談体制の整備、保護者との信頼関係の構築等に取り組む。

本校は、地域や関係機関に対して、いじめ対応はもとより、センターの機能や進路指導等の連携で期待されており、いじめ防止基本方針についてあらゆる機会を通して地域や関係機関に説明責任を果たし、本校を中心とする新たな連携体制を構築しなければならない。

3 いじめの防止等の指導體制、組織的対応等

(1) いじめの未然防止

ア 校内委員会組織に、いじめ対応委員会を置く。

- ① 保護者や地域、関係機関等と連携を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(別紙1 いじめ防止等の指導體制)

- ② いじめの未然防止、早期発見・早期対応等の取組に対し、定期的に検証・評価を行う。

イ 教職員のいじめ対応能力の向上

- ① 職員会議や校内研修等、機会あるごとに法令の趣旨や法令に基づく対応について教職員に周知を図る。
- ② 心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」の活用や、いじめの具体的事例をもとにした校内研修を行う。
- ③ いじめの未然防止を効果的に実践するために、年間指導計画を作成する。

(別紙2 年間指導計画)

ウ 信頼される教職員の資質向上

- ① 本校服務規程を順守し、児童生徒の「模範となる人」のモデルを示す。
- ② 児童生徒の障害や特性や発達段階等に応じて教育的な配慮を行う。
- ③ 児童生徒から信頼され、児童生徒が安心して学校へ通学できるように努める。

エ きめ細かい児童生徒の実態把握

- ① 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成における実態把握の際に、児童生徒の内面や人との関わり等について特に注意を払う。
- ② ティーム・ティーチングの指導體制の特徴を活かして複数の教職員が、一人一人の児童生徒や友達間の関わりの様子についてきめ細かく観察し、互いに情報を共有する。
- ③ 電話や日々の連絡帳等を通した保護者との日々の情報交換から、児童生徒の様子について把握する。
- ④ 進級や進学、就学変更や転学に際しての教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う。

オ 児童生徒に対する情報を共有化できる風通しのよい教職員の協働体制

- ① 教職員が児童生徒について気軽に連絡・報告・相談、意見交換ができる風通しのよい学級経営、学年経営、学部経営を行えるよう管理職、学部長、学年主任、コーディネーターが教職員を支援する。
- ② 業務改善と風通しのよい職場環境づくりに努め、組織的な対応力の向上に努める。

カ 豊かな心の育成に向けた教育活動

- ① 「児童生徒の意欲を引き出す授業づくり」の研究及び実践をすすめる。
- ② ソーシャルスキルトレーニング等による人間関係形成・社会関係形成を重視した言語活動の充実を図る。
- ③ 自己の内面や他者、社会、自然との関わりの中での体験的な活動や交流及び共同学習による主体的な活動や集団の一員として役割を果たすことで自己有用感や自己肯定感を高める。
- ④ 作業学習や産業現場等の実習を通して、正しい勤労観や職業観を育成し、将来、社会の一員となる自覚を持つ。
- ⑤ 道徳教育や人権教育の充実により、他者を思いやる「心づかい」や「やさしさ」を培う。
- ⑥ 児童生徒一人一人のキャリア発達を支援する視点を取り入れた教育課程を編成する。

キ 児童生徒の主体的な参加による活動

- ① 運動会や学習発表会等の全校行事や特別活動での異学部・学年交流を通して、「お世話される体験」と成長したあとに、「お世話する」体験をすることで、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲を培う。
- ② 児童生徒による主体的な児童生徒会活動を充実する。
活動を通して、互いに認め、協力し合う関係を築く。また、児童生徒が積極的に、ポスターづくり等の「いじめ防止」運動に参加する。

ク 保護者や地域への働きかけ

- ① PTA活動等による「いじめ防止」に対する理解啓発活動に取り組む。
- ② 地域関係機関との交流により情報交換をすすめ、地域主催の研修会等に参加する。

(2) いじめの早期発見

ア 教職員のいじめに気づく力の向上

- ① 児童生徒の人権を尊重し、その個性と向き合い、同じ目線で物事を考えて学習や生活の場を共にすることで、児童生徒の微妙な変化やいじめに気づく力を高める。
- ② 児童生徒の些細な表情や言動から、悩みやストレスなどの心の問題を感じ取れる感性を磨き、共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観について理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

イ 日々の観察

- ① ティーム・ティーチングやケース会議等により、複数の教職員が、児童生徒一人一人や友達間の関わり等における微妙な変化についてきめ細かく観察し、互いに情報を共有する。
- ② 早期発見のためのチェックリストを活用する。 **(別紙3 チェックリスト)**

ウ 教育相談

- ① 日常生活の中で教職員の声かけ等、日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ② 養護教諭やコーディネーター、外部の専門家等による定期的な心の相談日を設けるなど教育相談体制を整備する。

エ いじめアンケートの実施

- ① 年3回、小学部・中学部・高等部の児童生徒に学校生活アンケートを実施、年1回(2月)保護者全員を対象にいじめアンケートを実施する。
- ② アンケート結果は、いじめ対応委員会が集約・総括する。

オ 保護者との信頼関係

- ① 日頃から、保護者に対して誠実に対応することで信頼関係を築き、電話や日々の連絡帳等を通した日々の情報交換を綿密に行う。
- ② 年間3回、保護者懇談会により、保護者から直接、情報を得る。

カ 情報モラル教育の実施

- ① タブレットやスマートフォンの使用マナーについて、教職員や生徒・保護者対象の講演会を通じて徹底させるとともに、ネットいじめへの対応や家庭でのルールづくり等の一助とする。

キ 地域や関係機関等との連携

- ① 児童生徒の出身校園と学校間連携を図り、異校種間で児童生徒の情報共有を行う。
- ② 必要に応じて、こども家庭センターや姫路市立障害者支援センター、警察等と連携を図る。

(3) いじめの早期対応

ア いじめ対応の基本的な流れ

(別紙4 組織的対応)

- ① いじめを発見した場合、迅速に、担任→学年主任→学部長→生徒指導部長に連絡する。
生徒指導部長もしくは学部長は、教頭→校長へ報告する。
- ② 校長は、直ちに「緊急いじめ対応委員会」を招集し、緊急対応会議を開催する。
- ③ 調査班を結成し、事実確認を行う。
加害者と被害者の確認、時間と場所の確認、内容、背景と要因、期間 等
- ④ 対応班を結成し、被害者、加害者の児童生徒及び保護者の対応にあたる。
→ いじめられた児童生徒、いじめを知らせた児童生徒を保護する。
→ いじめられた児童生徒及び保護者への対応
→ いじめた児童生徒及び保護者への対応
- ⑤ 校長は、県教育委員会に報告する。必要に応じて、警察等関係機関に連絡する。
- ⑥ 関係機関との連携を強化する。また、必要に応じて外部専門家を招聘する。

4 重大事態等への対応

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条第1項	例
いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。	自殺を企図した場合 身体に重大な障害を負った場合 金品等に重大な被害を被った場合 精神性の疾患を発症した場合 等
いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。	相当の期間は、文部科学省の不登校の定義によると年間30日欠席を目安とするが、この目安にかかわらず、校長の判断により対処する。

(2) 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条第2項に基づいて、次のように対処する。

- ① 校長が重大事態と判断する。
- ② 校長は、直ちに県教育委員会に報告する。
- ③ 校長は、直ちに「緊急いじめ対応委員会」を招集し、緊急対応会議を開催する。
- ④ 調査班を結成し、事実確認を行う。
加害者と被害者の確認、時間と場所の確認、内容、背景と要因、期間 等
- ⑤ 対応班を結成し、被害者、加害者の児童生徒及び保護者の対応にあたる。また、その周辺の児童生徒の心のケアにあたる。
- ⑥ 県教育委員会の指示を受け、保護者会の開催及びマスコミ対応をする。
- ⑦ 外部専門家を招聘し、指導助言を得る。
- ⑧ 関係機関との連携を強化しながら、対処する。

5 その他の事項

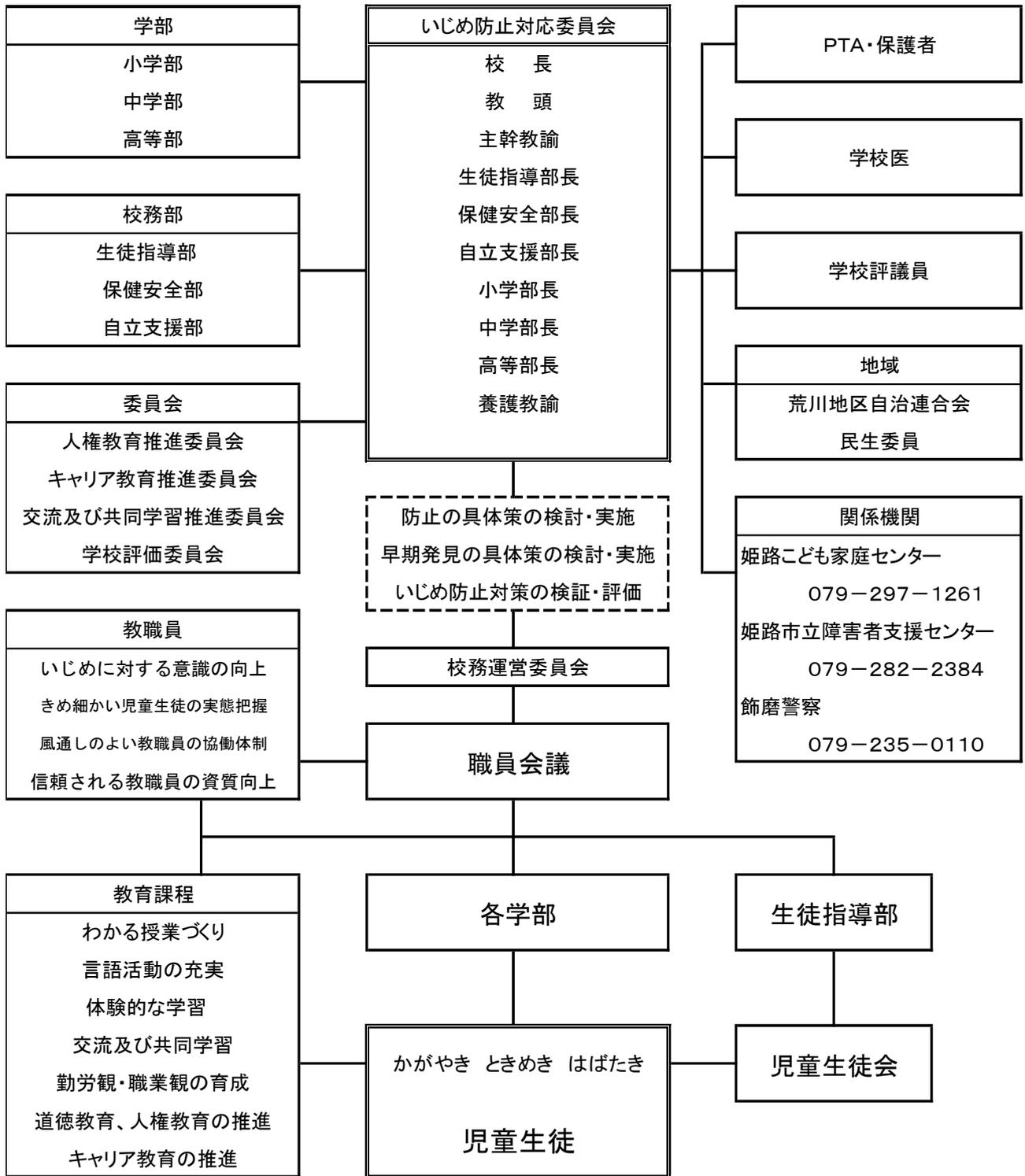
(1) 取組の検証、評価

学校評価により、学校の重点目標としてPDCAサイクルで取り組む。

(2) 公表と説明責任

いじめ防止基本方針について、学校ホームページに掲載すると共に、保護者会や学校評議員会での説明及び報告、また、地域や関係機関との情報交換等により、説明責任を果たす。

いじめ防止等の指導体制



年間指導計画

	職員会議・研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	○校務運営委員会 ・第1回いじめ対応委員会 ○新転任者オリエンテーション ○チラシ等の配布 ○職員会議 ・いじめ対応研修会①(全職員) 「学校いじめ基本方針の共通理解」	○担当者間の引き継ぎ ○実態把握 ○個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成 ○対面式(小・高) ○新入生歓迎会(中)	○ケース会議 (年間通じて必要に応じ随時) (関係機関との連携) ○チラシ等の配布 ○PTA保護者会(小・中・高)
5月			
6月	○校務運営委員会 ○職員会議 いじめ対応研修② ・学校生活アンケートの実施方法の説明	○現場実習・校内実習(高) ○校外体験学習(小・中) ○宿泊体験学習(高)	○学校生活アンケート① (小・中・高)
7月	○職員会議	○校外体験学習(中) ○就労体験実習(高) ○情報モラル教室(高)	○保護者懇談会
8月	○学校評価委員会 学校自己評価・中間評価	○個別の教育支援計画及び個別の指導計画の中間評価 ○校外体験学習(小)	
9月	○職員会議	○現場体験実習・校内実習(高) ○自然・宿泊体験活動(中) ○秋の校外学習(小)	
10月	○職員会議	○現場実習等(高) ○修学旅行(小・中・高) ○秋の校外学習(小) ○宿泊体験学習(小)	
11月	○職員会議	○芸術鑑賞会(小・中)	○学校生活アンケート② (小・中・高) ○保護者参観(小・中)
12月	○職員会議	○情報モラル教室(高)	○保護者懇談会
1月	○職員会議	○現場実習等(高)	
2月	○職員会議	○現場実習等(高) ○冬の校外学習(小) ○校外体験学習(中)	○学校生活アンケート③ (小・中・高)、 ○保護者いじめ調査(小・中・高) ※Googleフォームで実施 ○保護者参観(高) ○保護者懇談会(卒業学年)
3月	○職員会議 いじめ対応研修③ ・今年度のいじめ対応に関する報告及び研修	○個別の教育支援計画及び個別の指導計画の評価 ○情報モラル教室(高)	○保護者懇談会(在校生)
備考	○事案発生時、緊急いじめ対応委員会、生徒指導委員会の実施 ○職員会議で情報の共有化 ○人権教育推進委員会の実施 ○キャリア教育推進委員会の実施 ○交流及び共同学習推進委員会の実施 ○学校評価委員会の実施	○年間を通して、豊かな心の育成に向けた教育活動を展開 道徳教育 人権教育 体験的な学習 交流及び共同学習 キャリア教育 言語活動 等 ○児童生徒会のあいさつ運動(年間を通じて)	○必要に応じて、随時、ケース会議、家庭訪問、保護者懇談を実施 ○こころの健康相談の実施 ○スクールカウンセリングの実施

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 職員室や保健室付近をうろうろする
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 一人でいることが多い
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教室へよく遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- 発言すると友だちから笑われたり、冷やかされたりする
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きなものを他の子どもにあげる
- 机を少し離している
- 食事量が減っている
- 意図的な配膳忘れや不平等な配膳をされる

●清掃時

- 重いもの、汚れた物をもたされることが多い
- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- 持ち物や机などに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休みがちになる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足に擦り傷やあざがある
- 怪我の状況と本人の言う理由が一致しない
- 遊び仲間が変わる
- 必要以上のお金を持っている
- トイレなどに個人を中傷する落書きがある
- 携帯電話やネットを気にする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対してきつい言葉を使う
- 他の子どもに威嚇する表情をする
- 認められる場が少ない

